

保育所(園)平成26年4月入所児童募集

平成26年4月からの保育所(園)の入所児童を次のとおり募集します。申込用紙は本庁福祉課子育て支援室、各総合支所市民福祉課または各保育所(園)にあります。

- 受付期間 平成26年1月7日(火)～24日(金) ※土・日曜日、祝日は除く。
- 申込場所 市役所本庁福祉課子育て支援室、各総合支所市民福祉課
- 提出書類 ①保育所入所申込書 ②家庭状況申立書兼調査票
③両親の勤務(勤務予定)証明書または勤務先で発行する在籍証明書
※内職、パート等も必要。農業の場合は、具体的な生産物名も明記されていること。
- ④平成25年分の所得税額を証明するもの
・平成25年分源泉徴収票のコピー(転職等で複数枚ある場合はすべて提出が必要)
・平成25年分所得税確定申告書のコピー(源泉徴収票があっても確定申告をした場合は提出が必要)
※平成25年1月1日現在常陸大宮市に住民登録がなかった方は、上記以外に、前住所地の役所で発行される、平成25年度(平成24年分)住民税課税証明書が必要となります。
- ⑤病院で発行される診断書や障害者手帳等 ※入所理由が疾病や看護、介護等の場合のみ。
- 入所基準
・児童の両親等、保護者のいずれもが就労している、または家庭内外で、児童と離れて家事以外の労働をしている場合。(内職も可。最低月16日、一日4時間以上)
・疾病、病人の看護、出産等で家庭保育が困難な場合。
・同居の親族も保育することができない場合。
- 注意事項
・①～③の様式は、「保育所入所案内」とともに、上記申込場所と各保育所(園)に備えてあります。
・④のうち、所得税確定申告書のコピーは、平成26年2月28日(金)まで提出を猶予します。
・受付期間を過ぎてからの提出や、書類の不備・不足がある場合、平成26年4月からの入所はできません。
・ひとり親世帯等の場合、同居の祖父母等の所得税額を証明するものを提出していただくことがあります。
・育児休暇を取得する場合、基本的にその期間中は保育所(園)に入所することはできません。年度途中で育児休暇を取得する場合も必ず申し出てください。ただし、出産予定日の前6週、後8週は入所することができます。
・年度内の転園は基本的に認めませんので、事前に保育所(園)の見学等を行い、熟慮したうえでお申し込みください。
・申込書提出後に記載事項の変更や勤務先の変更等があった場合は、必ず届出をしてください。故意に怠ったり虚偽の申し込みをした場合は、不承諾や保育の解除になることがあります。
・常陸大宮市外の保育所(園)に入所を希望する場合や、転出、転入の予定がある場合は、できるだけ早めにご相談ください。
- 保育所(園)の詳細及び定員 ※保育児の年齢は、各保育所(園)とも0歳～就学前児童。

保育所(園)名	定員(名)	所在地	電話番号
大賀保育所	60	小祝238	53-0387
山方保育所	90	山方3360	57-2053
美和保育所	60	高部2044	58-2649
大宮聖愛保育園	120	上町367-7	52-0235
さくら保育園	85	上岩瀬382	53-4789
ひまわり保育園	90	石沢1920-1	52-1860
あゆみ保育園	90	東野3182-6	52-0830
大宮みのり保育園	60	小野2129-2	53-3025
大宮聖慈保育園	90	野中町3266-3	52-2035
野上保育園	60	野上1271-1	57-2808
上小瀬保育園	40	上小瀬4672	56-2851
御前山保育園	60	野口1294	55-2606



申込・問 本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線138
山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表) 美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)
緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表) 御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)